

## 沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）

### 第九章 沖縄振興審議会

#### （沖縄振興審議会の設置及び権限）

第一百十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会を置く。

2 沖縄振興審議会は、沖縄の振興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

#### （沖縄振興審議会の組織等）

第一百十二条 沖縄振興審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

- 一 沖縄県知事
- 二 沖縄県議会議長
- 三 沖縄県の市町村長を代表する者 二人
- 四 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人
- 五 学識経験のある者 十四人以内

2 前項第三号から第五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前項の委員は、再任されることがある。
- 4 委員の互選により沖縄振興審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、沖縄振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 沖縄振興審議会令（平成十四年三月三十一日政令第百十九号）

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百十二条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

### （会長の職務の代理）

第一条 沖縄振興審議会（以下「審議会」という。）の会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （専門委員）

第二条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

### （部会）

第三条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### （幹事）

第四条 審議会に、幹事三十人以内を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の事務について、関係行政機関及び関係地方公共団体との連絡に当たる。
- 4 幹事は、非常勤とする。

### （議事の手続）

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

### （庶務）

第六条 審議会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

### （雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 沖縄振興審議会運営規則

平成14年6月3日沖縄振興審議会決定

平成19年6月11日改正

沖縄振興審議会令（平成14年政令第119号）第7条の規定に基づき、沖縄振興審議会運営規則を次のように定める。

## （会議の招集）

第1条 沖縄振興審議会（以下「審議会」という。）の招集は、会議の議題、日時及び場所を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

## （会議の議事）

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、特段の理由がある場合には、理由を明示して、会議を非公開とすることができます。

## （部会）

第3条 審議会に総合部会を置く。

2 総合部会は、審議会において付託された事項について、調査審議する。

3 前項の規定により総合部会に付託された事項のうちあらかじめ審議会の了解を得たものについては、会長の同意を得て、総合部会の調査審議結果を審議会の調査審議結果とすることができる。

4 会長は、前項の同意をした調査審議結果を同意後最初の審議会に報告しなければならない。

5 総合部会は、沖縄の振興に関する重要事項につき、審議会に対し意見を申し出ることができる。

## （意見等の聴取）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 総合部会の部会長は、部会に属する委員及び専門委員以外の者を部会に出席させて意見を述べ、又は説明をさせることができる。

## （幹事会）

第5条 幹事会は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事が招集する。

2 幹事会の議事は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事がつかさどる。

## （雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。